

Q: 中国の税関におけるロイヤリティの定義について教えてください。

A:

中国税関総署は、2016年3月に中華人民共和国税関:輸出入貨物税関申告書の記入規範の改訂に関する公告(以下、「20号公告」と表記)を施行し、税関申告書の中で輸入貨物と関連するロイヤリティの有無に関する回答が義務付けられ、2017年に入って新たに第13号公告(以下、「13号公告」と表記)を公布、ロイヤリティについての回答要求がより明確になった。現行の制度では、企業は通関時のみならず、通関後も税関から貨物と関連するロイヤリティ支払いの有無についての質疑を、自己検査や税関調査の形式で受ける可能性があることはすでに過去の記事で説明した通りである¹。

今回は、基本に戻り、税関におけるロイヤリティの定義について説明する。

1. 税関の関連規定におけるロイヤリティの定義

「中華人民共和国税関輸出入貨物課税価格査定弁法」(以下、「213号」と表記)第11条における、ロイヤリティの定義は以下の通り。

取引価格を基礎として輸入貨物の課税価格を審査し確定する際、当該貨物について実際に支払う、または支払うべき価格に含まれない次に掲げる費用または価値は、課税価格に算入しなければならない。

ただし、買方が売方または関係者に直接または間接的に支払う必要があるロイヤリティについて、以下の状況の1つに該当する場合を除く。

- ① ロイヤリティと当該貨物が関連しない
- ② ロイヤリティの支払いが当該貨物の中華人民共和国域内へ販売する条件にならない

つまり、ロイヤリティを支払っている場合であっても、①ロイヤリティと当該貨物が関連しない、②ロイヤリティの支払いが当該貨物の中華人民共和国域内へ販売する条件にならない、という2つの条件のいずれか1つに該当する場合は、そのロイヤリティを貨物の査定金額に算入する必要はないとされている。

上記「①ロイヤリティと当該貨物が関連しない」の判断基準は、213号第13条に規定されている。

(1) 特許権等にかかわるロイヤリティ

以下のいずれかに合致する場合に「関連する」と見做される。

ロイヤリティが特許権または専有技術使用権の使用料として支払われるものであり、かつ輸入貨物が以下の状況の1つに当てはまる場合。

- I. 特許または専有技術を含む。
- II. 特許方法または専有技術を用いて生産する。
- III. 特許または専有技術を実施するために専門的に設計または製造する。

¹「デロイトトーマツチャイナニュース」2017年6月号(Vol.175)を参照のこと。



竹田 剛 Takeda Tsuyoshi

デロイト天津事務所 税務部 マネジャー
ttakeda@deloitte.com.cn

2015年 デロイト 北京事務所に入所し日系企業に対する監査、税務等の関連サービスに従事。専門分野は個人所得税、企業所得税、増値税、税関業務関連等。2017年8月より天津事務所勤務、日系企業に対し税務サービスを提供している。

(2) 商標権にかかわるロイヤリティ

以下のいずれかに合致する場合は「関連する」と見做される。

ロイヤリティが商標権の使用料として支払われるものであり、かつ輸入貨物が以下の状況の1つに当てはまる場合。

- I. 商標が付けてある。
- II. 輸入後商標を付け加えれば直接に販売することができる。
- III. 輸入時既に商標権を含み、軽度な加工を経た後に商標を付け加えれば販売することができる。

(3) 著作権にかかわるロイヤリティ

以下のいずれかに当てはまる場合は「関連する」と見做される。

ロイヤリティが著作権の使用料として支払われるものであり、かつ輸入貨物が以下の状況の1つに当てはまる場合。

- I. ソフトウェア、文字、楽曲、図、画像またはその他類似内容を含む輸入貨物、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクまたはその他類似記録媒体の形式を含む
- II. その他著作権を持つ内容の輸入貨物

(4) 流通権等にかかわるロイヤリティ

以下のいずれかに当てはまる場合は「関連する」と見做される。

ロイヤリティが流通権、販売権またはその他類似権利の使用料として支払われるものであり、かつ輸入貨物が以下の状況の1つに当てはまる場合。

- I. 輸入後直接に販売することができる
- II. 軽度な加工を経れば販売することができる

一方で、②の「販売する条件」についても、「ロイヤリティを支払わなければ輸入貨物を購入取得できない、または買方がロイヤリティを支払わなければ当該貨物を契約で約定した条件で取引できない場合」にはロイヤリティの支払いが「販売する条件」になっていると見做すことが同14条にて規定されています。

2016年3月に20号公告が、2017年3月に13号公告が施行されて以降、自己検査、税関調査等の方法で貨物と関連するロイヤリティがあるか否かを質疑を受けるケースが増加しています。既述の①ロイヤリティと当該貨物が関連しない、②ロイヤリティの支払いが当該貨物の中華人民共和国国内へ販売する条件にならない、という2つの条件にかかる判断は、地域や担当官により理解が一致しない部分が少なからず存在しています。したがって、関連書類や資料等により貨物とロイヤリティの関連を正確に説明できるよう準備すること、事前に自主的アセスメントを実施し、自社のロイヤリティと貨物の関連等を正確に把握することが推奨されます。この自主的アセスメントの実施により、グループ全体に対する税関連合調査において足並みをそろえた調査対応が可能となり、追徴課税等のリスクの低減等の効果も期待できる。

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC